

警報発表時における措置について

三重県立相可高等学校

警報が三重県内のいずれかの地域で発表された場合の措置は、次のとおりとする。

1 始業前に、暴風警報または特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報）が発表されている場合

- (1) 午前6時00分現在、上記の警報が発表されている場合
→ 登校しなくてよい。
- (2) 警報が午前11時までに解除された場合
→ 解除後2時間の余裕をもって登校し、当日の授業を始める。
生徒は、**十分注意して登校する。**
*ただし、道路・橋の決壊、浸水等により登校に危険が予想される地域の生徒、ならびに交通機関のまひ等により登校が困難な地域の生徒については、登校しなくてもよい。
- (3) 午前11時においても警報が解除されない場合
→ 臨時休業（休校）とする。

2 登校途中に、暴風警報または特別警報が発表された場合 → 速やかに帰宅する。

3 始業後に、暴風警報または特別警報が発表された場合

- (1) 原則として、直ちに授業を中止し、生徒は速やかに帰宅する。
- (2) ただし、気象状況や交通機関の状況から判断して、安全に帰宅することが困難な場合は、生徒は安全な場所に避難し保護者と連絡をとる。

4 その他警報（大雨・洪水・大雪・波浪・高潮・暴風雪・大雪）が発表されている場合 → 平常どおり授業を行う。

ただし、道路・橋の決壊、浸水等により登校に危険が予想される地域の生徒、ならびに交通機関のまひ等により登校が困難な地域の生徒については、登校しなくてよい

※上記については、**1** (1) は午前6時頃、それ以外は措置が決まり次第、「相可高お知らせメール」にて連絡します。（ただし、**4**は除く。）

地震発生時等における対応について

三重県立相可高等学校

◇日頃からの防災対策・防災意識が重要

- (1) ロッカーや本棚の固定、危険な箇所(point)の点検・周知、消火器等の点検を行う。
- (2) 防災意識を高める。“地震はいつ起こるかわかりません”
- (3) 防災訓練に積極的に参加する。
- (4) 日頃から仲間意識を高め、相互扶助の精神を持つ。

1 登下校途中に、「地震」が発生、あるいは「警戒宣言が発せられた」場合

- (1) 揺れに備える姿勢をとり、身の安全を確保する。
- (2) 揺れがおさまったら、自宅、学校、または避難場所等で近いところに避難する。
※いざというときのために、通学経路における避難できる安全な場所を考えておく。
- (3) 保護者、学校等と連絡をとり、今後の対応を相談する。

2 始業後に（授業中、休憩時間、放課後等）、 「地震」が発生、あるいは「警戒宣言が発せられた」場合

- (1) 揺れに備える姿勢をとり、身の安全を確保する。倒れやすい戸棚や窓ガラスから身を離し、机の下に身を寄せ、落下物から身を保護する。
- (2) 揺れがおさまったら、原則として運動場（困難な場合は、近くの安全な場所）へ移動する。
- (3) 室長、部長等を中心に人員点呼を行い、けが人の有無の確認やけがの手当てを、また、本部の指示に従い、安全を確保した上で初期消火に当たる。その他、本部や担任、部顧問の指示に従い冷静な行動をとる。
- (4) 以降の授業はとりやめる。下校の安全が確保されている場合（保護者の迎えがある場合を含む）は速やかに帰宅する。それ以外の場合は、学校の安全な場所で待機する。その間、保護者と連絡を取り、今後の対応を相談する。

3 在宅時に、「地震」が発生、あるいは「警戒宣言が発せられた」場合

- (1) 揺れに備える姿勢をとり、身の安全を確保する。
- (2) 揺れがおさまったら、速やかに安全な場所へ移動する。特に津波による被害が予想される地域においては、速やかに行動する。また、火災の発生にも注意する。
- (3) 保護者や各地域の広報、消防団、警察官等の指示に従って行動する。余裕があれば、安全を確保した上で、地域住民や高齢者、子供等の避難の手助けなど自分のできることを行う。
※いざというときのために、自分の地域の避難場所を確認しておく。
- (4) 以降の授業の有無等、学校の対応については、「お知らせメール」等で送付される内容を確認し、指示に従う。